

平成 28 年度一般入学試験において、

複数校併願制を試行いたします！

みなさまが受験される労災看護専門学校の設立母体である独立行政法人労働者健康福祉機構は、全国に 9 つの労災看護専門学校を運営しています。

この度、平成 28 年度一般入学試験において、「複数校併願制」を試行することとなりましたので、お知らせいたします。

この制度を活用され、労災看護専門学校への入学の機会を広げていただくことを期待いたします。

複数校併願制とは

「複数校」とは、全国の労災看護専門学校グループのことで、受験する第 1 希望の労災看護専門学校以外のグループ校を、「複数校（第 3 希望まで）併願することができる」制度のことです。



この制度を利用することによって、もし第 1 希望の受験校の合格者とならなかった場合でも、第 2・第 3 希望の併願校に欠員が生じていれば、その併願校への入学資格を得ることができます。

- 本制度を利用するために必要な書類は、願書提出後にみなさまの手元に届く受験票に同封されます。併願希望の意思の有無を記入し、書類に指定された期日までに、受験する第 1 希望校に返送してください。
- 受験料は受験校に 1 度納入するのみで変わりません。また、グループ内のどの労災看護専門学校に入学されても、入学金、授業料は同じです。
- この制度の利用の有無等が、受験される第 1 希望校の試験の評価に影響を及ぼすものではありません。
- 入学資格取得の連絡を受けた際に、断ることも可能です。

- ただし、併願校への入学資格を得るためには、以下の①～③の条件を満たす必要があります。
 - ① 受験票とともに送付される「併願希望届」を、指定された期日までに提出していること。（記載は第3希望まで。第2希望のみの記載とすることもできます。）
 - ② 一次（筆記）試験の得点が、労働者健康福祉機構が別に定める基準点に達していること。
 - ③ 第1希望校（受験校）において併願希望校入学資格取得のための二次（面接）試験を受け、合格していること。（面接日は、第1希望校があらかじめ一般入試の二次（面接）試験日として指定している日と同一日に、受験した第1希望校にて行います。）

複数校併願制の試行実施学校

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○ <u>東北労災看護専門学校</u> | ○ <u>大阪労災看護専門学校</u> |
| ○ <u>千葉労災看護専門学校</u> | ○ <u>関西労災看護専門学校</u> |
| ○ <u>横浜労災看護専門学校</u> | ○ <u>岡山労災看護専門学校</u> |
| ○ <u>中部労災看護専門学校</u> | ○ <u>熊本労災看護専門学校</u> |
- （各校の詳細情報はホームページをご覧ください）

- 本件に係る問い合わせ先は、みなさまが受験される労災看護専門学校のほか、下記のとおりです。お気軽にお問い合わせください。

独立行政法人労働者健康福祉機構本部 医療事業部看護課

〒248-0007 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地リット・スクエア東館 18 階

TEL: 044-556-9864（直通）、E-Mail kango@honbu.rofuku.go.jp

※ 平成 28 年 1 月 15 日（金）までに、電話もしくは書面（任意様式）・メールにてお問い合わせください。なお、電話による受付時間は土日・祝日を除く 9:15～12:00 及び 13:00～17:00 までです。